

改正

平成19年3月23日規則第21号
平成19年6月5日規則第52号
平成21年3月26日規則第17号
平成21年3月31日規則第26号
平成24年3月30日規則第30号

佐野市遺児手当支給条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐野市遺児手当支給条例（平成17年佐野市条例第128号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(児童福祉施設等の指定)

第2条 条例第3条第2項第3号に規定する市長の指定するものは、次のとおりとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、障害児入所施設（保護者と入所するときに限る。）、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設（通所するときに限る。）及び児童家庭支援センターを除く。）
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第29条第1項の規定により入院させられている病院
- (3) 結核に罹患し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第26条において準用する同法第19条第1項若しくは第20条第1項の規定による勧告を受けて入院し、又は同法第19条第3項若しくは第5項若しくは第20条第2項若しくは第3項の規定により入院させられている病院
- (4) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第3条に規定する刑事施設
- (5) 少年院法（昭和23年法律第169号）第2条に規定する少年院

(認定の請求)

第3条 条例第5条の規定による遺児手当（以下「手当」という。）の受給資格及びその額についての認定の請求は、遺児手当認定請求書兼受給資格者台帳（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出することによって行わなければならない。

- (1) 受給資格者及びその者が監護し、又は養育する条例第3条に定める要件に該当する児童（以下「対象児童」という。）の戸籍の謄本又は抄本
 - (2) 対象児童が18歳に達した日以降の最初の3月31日以後の者で引き続き条例第2条第1項に定める障がいの状態にあるものであるときは、その診断書
 - (3) 対象児童が他の市町村内に住所を有するときは、その住民票の写し
- (手当額の改定の請求及び届出)

第4条 条例第7条第1項の規定による手当の額の改定の請求は、遺児手当額改定請求書（別記様式第2号）に、新たな対象児童に係る次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出することによって

行わなければならない。

- (1) 戸籍の抄本
- (2) 前条第2号に該当するときは、診断書
- (3) 前条第3号に該当するときは、住民票の写し
(手当額の改定届出)

第5条 手当の支給を受けている者（以下「受給者」という。）は、条例第7条第2項の規定による手当の額の改定を行うべき事由が生じたときは、速やかに遺児手当額改定届（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(氏名変更の届出)

第6条 受給者は、氏名の変更をしたときは、遺児手当氏名変更届（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(住所変更の届出)

第7条 受給者が住所を変更したとき、又は栃木県内の他の市町村において手当（条例の手当に相当するものに限る。）の支給を受けていた者が転入（新たに市の区域内に住所を定めることをいう。）をしたときは、遺児手当住所変更届（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(受給資格喪失の届出)

第8条 受給者は、条例第3条に定める支給要件に該当しなくなったときは、速やかに遺児手当資格喪失届（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(受給者死亡の届出)

第9条 受給者が死亡したときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定による死亡の届出義務者は、遺児手当受給者死亡届（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(未支払手当の請求)

第10条 条例第9条に規定する未支払手当を受けようとする者は、未支払遺児手当請求書（別記様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(課税状況の調査)

第11条 市長は、毎年6月1日から同月30日までの間に、受給者の課税の状況を調査しなければならない。

(認定の通知)

第12条 市長は、認定の請求があった場合において、受給資格の認定をしたときは、遺児手当認定通知書（別記様式第9号）を当該受給資格者に交付しなければならない。

(住所の変更による認定の通知)

第13条 市長は、条例第5条第3項の規定による認定をしたときは、住所変更による遺児手当認定通知書（別記様式第10号）を当該受給資格者に交付しなければならない。

(認定請求の却下通知)

第14条 市長は、認定の請求があった場合において、受給資格がないと認めたときは、遺児手当認定請求却下通知書（別記様式第11号）を請求者に交付しなければならない。

(手当額の改定の通知等)

第15条 市長は、手当の額を改定したときは、遺児手当額改定通知書（別記様式第12号）を受給者に交付しなければならない。

2 市長は、手当の額の改定の請求があった場合において、改定すべき事由がないと認めるときは、遺児手当額改定請求却下通知書（別記様式第13号）を受給者に交付しなければならない。

（手当支給停止の通知）

第16条 市長は、第11条の規定による課税の状況の調査により、受給者が条例第8条第1項の規定に該当したときは、遺児手当支給停止通知書（別記様式第14号）を受給者に交付しなければならない。

（手当支給停止解除の通知）

第17条 市長は、手当の支給を停止された者が条例第8条第1項の規定に該当しなくなったと認めるときは、遺児手当支給停止解除通知書（別記様式第15号）をその者に交付しなければならない。

（受給資格喪失の通知）

第18条 市長は、受給者の受給資格が消滅したときは、遺児手当資格喪失通知書（別記様式第16号）をその者（その者が死亡した場合にあっては、戸籍法の規定による死亡の届出義務者とする。）に交付しなければならない。

（未支払手当の支払通知）

第19条 市長は、未支払遺児手当請求書を受理したときは、未支払遺児手当支払通知書（別記様式第17号）を請求者に交付しなければならない。

（口頭による請求）

第20条 市長は、手当に関する請求書又は届書を作成することができない特別の事情があると認めるときは、当該請求者又は届者の口頭による陳述を当該職員に聴取させた上で、必要な措置をとることによって、当該請求書又は届書の受理にかえることができる。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年2月28日から施行する。

（経過措置）

2 平成16年度の間は、合併前の佐野市遺児手当支給条例施行規則（昭和44年佐野市規則第29号）、田沼町遺児手当支給条例施行規則（昭和44年田沼町規則第19号）又は葛生町遺児手当支給条例施行規則（昭和45年葛生町規則第4号）（以下これらを「合併前の規則」という。）の例による。

3 合併前の規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年3月23日規則第21号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月5日規則第52号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月26日規則第17号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第26号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第30号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

別記様式第2号 (第4条関係)
別記様式第3号 (第5条関係)
別記様式第4号 (第6条関係)
別記様式第5号 (第7条関係)
別記様式第6号 (第8条関係)
別記様式第7号 (第9条関係)
別記様式第8号 (第10条関係)
別記様式第9号 (第12条関係)
別記様式第10号 (第13条関係)
別記様式第11号 (第14条関係)
別記様式第12号 (第15条関係)
別記様式第13号 (第15条関係)
別記様式第14号 (第16条関係)
別記様式第15号 (第17条関係)
別記様式第16号 (第18条関係)
別記様式第17号 (第19条関係)